

町税や保険料・水道料・住宅使用料などの各種使用料の納付はお済みですか？

12月は町税等完納強調月間です

生活に身近な福祉や教育、道路整備などの行政サービスは、皆さんが納めている税金が支えています。町税を滞納することは、納期内に納付している多くの方との公平性を欠くことになります。

町では「滞納のないまち」を合言葉に、納期限を過ぎても未納が続く滞納者に対し、法律に基づいた財産調査や差し押さえなどの滞納処分を行い、さらなる徴収強化に取り組みます。

税だけでなく、各種保険料や使用料などに納め忘れがないか、もう一度確認してください。

▶「滞納のないまち」をめざして

納期限までに納付していない方には、督促状や催告書の送付などで自主的な納付を促しています。それでも理由なく滞納する方には、財産調査を実施した上で差し押さえなどの滞納処分を実施しています。

右表のとおり、多くの方は納期内に納付をしています。町では、滞納者が納期内納税者となるまで何度でも差し押さえを行います。

納税は義務です。滞納は決して許される行為ではありません。

税目	収納率
町・道民税	99.2%
固定資産税	97.9%
軽自動車税	99.6%
国民健康保険税	96.9%

10月末現在の主な税目の収納率
(納期限到来分)

▶納付が困難な方は必ずご相談ください

やむを得ない事情により一時的に納付が困難な方や、まとめて納付ができない方には計画的な納付ができるよう相談も受け付けています。滞納を放置することはしないでください。

在宅医療・介護連携講演会の参加者募集中

町では、自身の生活に医療や介護サービスが必要となる「もしもの時」のために備え、参考としていただくことを目的に、講演会を開催します。

自分らしく、生きるために ～在宅医療・介護連携によるサポートの現状～

日時／12月18日(日)10時～正午(受付9時30分)

場所／町公民館2階 講堂 対象・定員／町民の方30人程度

内容／講演 第1部 **在宅医療とはなに？**

～釧路協立病院の取り組みから～

登壇者 釧路市道東勤医協釧路協立病院副院長 石川晶先生

第2部 **弟子屈町における在宅医療の取り組みと現状**

～摩周厚生病院と川湯の森病院、それぞれの立場から～

登壇者 弟子屈町 J A 北海道厚生連摩周厚生病院副院長 岩永啓志先生
弟子屈町医療法人共生会川湯の森病院院長 武井みずほ先生
※武井先生はweb講演

第3部 **医療と介護サービスが連携したかわり**

～自宅で見守りの支援を受けられた本人、家族のおもい～

登壇者 標茶町標茶地域訪問看護ステーション所長 小林岐由子看護師

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により中止とする場合があります。

申し込み・問い合わせ先／弟子屈町地域包括支援センター (役場福祉課内) ☎482-2921

年末年始閉庁・休館のお知らせ

年末年始は、役場庁舎をはじめとする施設などが、下記のとおり閉庁・休館となります。今年度から変更している施設もありますので、ご利用の方はご注意ください。詳しくは、お問い合わせください。

- 役場庁舎・支所 12月29日(木)～1月3日(火)
- 塵芥(じんがい)処理施設など
 - 美留和廃棄物処理場 12月31日(土)～1月2日(月)
 - 家庭ごみ収集 12月31日(土)～1月2日(月)
 - 原野産業廃棄物処理場 12月29日(木)～1月3日(火)
- 体育施設
 - 川湯屋内温水プール 12月28日(水)～1月3日(火)
 - シルバースポーツハウス 12月30日(金)～1月5日(木)
 - 町営スピードスケート場 12月31日(土)～1月5日(木)
 - 修武館 12月28日(水)～1月3日(火)
- 入浴施設など
 - 泉の湯 1月1日(日)～1月3日(火)
(12月31日(土)は17時まで)
- 文化施設
 - 公民館 12月28日(水)～1月3日(火)
 - 図書館 12月28日(水)～1月3日(火)
- 福祉施設
 - 社会老人福祉センター 12月29日(木)～1月5日(木)
浴場(12月30日(金)・1月3日(火)は、9時～17時まで開館)
 - 川湯福祉の湯 12月29日(木)～1月6日(金)
(12月31日(土)・1月4日(水)は、9時～17時まで開館)
- 認定こども園ましゅう
 - 川湯保育園 12月29日(木)～1月3日(火)
 - こども発達支援センター 12月29日(木)～1月3日(火)
 - 子育て支援センター 12月29日(木)～1月3日(火)
 - 放課後児童クラブ 12月29日(木)～1月3日(火)
 - デイサービスセンター 12月31日(土)～1月5日(木)
- 観光施設
 - 大鵬相撲記念館 無休で通常業務を行います
道の駅摩周温泉 12月30日(金)、31日(土)・1月2日(月)、3日(火)
(1月1日(日)は特別営業を予定しています)
 - J R 摩周駅観光案内所 9〇〇草原 無休で通常業務を行います
冬季閉鎖中
- その他の施設
 - 摩周観光文化センター 12月30日(金)～1月5日(木)
 - 川湯農村センター 12月29日(木)～1月5日(木)
 - 屈斜路研修センター 1月1日(日)～1月3日(火)
 - 弟子屈斎場 無休
(使用する場合は、役場当直者へご連絡ください)
 - 奥春別交流センター 12月29日(木)～1月5日(木)
 - 川湯ふるさと館 12月30日(金)～1月5日(木)
(上記期間中、施設内の観光案内所については9時～17時まで通常業務を行います)
 - 林業多目的センター 12月29日(木)～1月3日(火)
(上記期間以外は、事前申し込みにより随時開館しています)
 - 町立川湯歯科診療所 12月28日(水)～1月4日(水)

問い合わせ先／役場総務課 ☎482-2912 (課直通)

鳥インフルエンザの侵入を 予防しましょう！

冬期間は渡り鳥のシーズンです。毎年、日本各地で鳥インフルエンザが話題になりますが、当町へも多くの渡り鳥がやってきます。

死亡した野鳥を見つれたり、調子の悪そうな鳥を見かけた場合は決して触らないでください。様子のおかしい鳥、鳥の大量死などを見かけたときは問い合わせ先までご連絡ください。

鳥インフルエンザが広まると家きん農家(鳥を飼育している農家)が大ダメージを受け、最悪の場合は飼っている鳥をすべて処分しなければなりません。町民の皆さんで野鳥へ近づかないこと、触らないことなどの感染予防を行い、ウイルスの拡散を防ぎましょう。



問い合わせ先／役場農林課林務係 ☎482-2936 (課直通)